

施設長・所長様各位

この度は、FAXを送付いたしまして恐縮でございます。お手数をおかけいたしますが、当研修会を職員様にご案内を頂けると幸いに存じます。

**記録の付け方で介護が変わる！職員が変わる！
職員が一丸となって、より良いケアを実現するための**

在宅従事者及び
施設従事者対象

「介護記録」研修会

1、介護業務と介護記録は、介護サービスの両輪！！

「介護記録」は、利用者に質の高いサービスを提供する上で、とても重要です。職員間の情報の共有はもちろんのこと、利用者の状態や変化、実際のサービスの提供の経過等を適切に記録することは、利用者に体系的なサービスを提供するためには必要不可欠です。それだけではなく、事故等発生した場合でも事業所のみならず利用者を守る手段になります。介護従事者に改めて「記録の目的・意義・重要性」をご理解頂き、実践的な記録の知識と技術を習得することを目的に本研修会を企画いたしました。

2、介護記録は介護の証であり、介護業務のバトンです。

『介護記録』は利用者や介護の姿が思い浮かぶものにすることが望めます。適切な記録は、日々の介護業務に『気づき』を与え、介護事故の予防や、事業所間の連携がスムーズになることも期待されます。記録の不備により、生命に危機をもたらすこともあり、必要な記録を残す技術が求められます。

3、「介護サービスの情報公表」にも耐え得る記録ですか？

平成18年より介護サービス情報の公表が開始されました。しかし介護サービスの情報の公表に耐えうる記録になっていなかったり、記録の書式が不完全な事業所が多いといわれています。「介護事業所の情報公表」等に必要とされる記録の内容を具体的な記録をもとに解説いたします。

4、「法令遵守責任者」の設置が義務付けられました。

『法令遵守責任者』とは『介護保険法及び介護保険法の命令の内容に精通した法務担当の責任者』です。当然、記録に関する知識も持っていないけません。特に記録に関しては、改ざんや不適切な記録方法がないように、記録を管理する必要があります。

※10月末日までに整備しなければなりませんのでご注意ください。

5、この機会に「介護記録」の基本を総点検してください。

介護記録作成の際に、必要なポイントについて演習等を通じて学びます。施設に勤務する介護従事者の「記録」の技術と知識を点検するために、本研修をお役立てください。

研修内容（9：20～18：00）

1、介護記録の意義

介護記録の必要性・重要性の理解
介護記録の基礎知識と活用について

2、介護記録の書き方

介護記録（実際の記録）の確認・ポイント
記録（実際の記録）の点検

3、介護サービス情報の公表から見た記録のポイント

介護サービス情報の公表について
情報公表で求められる記録の書き方

- ※ 演習については、各自受講生が持参した介護記録(1週間分)をチェックします。
- ※ 利用者1名分の介護記録を必ずご持参ください。
尚、個人が特定できないように加工したものをご持参下さい。
- ※ グループごとの確認後、発表等も行います。

「介護記録」は、法令遵守責任者も把握し、管理しなければなりません。

11月30日開催 介護従事者対象

※下記の内容を確認してみてください。

サービス向上に結びつく記録ですか？

- ・職員が共有(理解)できる記録ですか？
- ・5W1Hで書いていますか？
- ・略語・造語等で書いていませんか？
- ・事実や根拠を記録していますか？
- ・変化・状況がよく分る記録ですか？
- ・ケアプランに反映できる記録ですか？

自分を守る記録となっていますか？

- ・記録の目的が理解されていますか？
- ・記録の訂正の仕方は適切ですか？
- ・介護内容が見える記録ですか？
- ・事故防止等に役立つ記録ですか？
- ・利用者に見せることができますか？

情報公表等に耐えうる記録ですか？

- ・記録の重要性を理解していますか？
- ・本人・家族の意向を分けていますか？
- ・記録者・日時を記録していますか？
- ・体系的な記録となっていますか？
- ・無駄な記録になっていませんか？

申込方法：電話・FAXにて受付いたします。

受講料金：10,000円

締切：先着順になります

問合せ先：お茶の水ケアサービス学院

会場：お茶の水ケアサービス学院

東京都千代田区岩本町1-10-3

JR神田駅 徒歩3分

TEL 03-3863-4000

FAX 03-3863-4006

受講対象：介護従事者等

(施設および在宅の介護従事者)

申込書【03-3863-4006】

氏名	
住所	〒 -
事業所	
TEL	
FAX	
職種	

お申込後、7日目以降のキャンセルについては、お振込前でも受講料の半額がかかりますのでご注意ください。受講日より6日目のキャンセルは全額負担となります。